

事業系ごみの分類表

※以下はあくまで参考です。
 ※業種指定がある場合、指定の事業者が排出するときに限り産廃となります。
 ※主な排出事業者は参考です、業種の指定ではありません

☆ 分類について { 一廃（事業系一般廃棄物）市の施設で受け入れができますが、場合によっては別に搬入条件等を定める場合があります
 産廃（産業廃棄物）市の施設で受け入れできません。排出事業者の処理責任をもって産業廃棄物処理事業者をお探しください。

区分	業種指定	対象となるごみの例	主な排出事業者	一廃	産廃
燃えがら	—	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉を清掃して出たごみ（すす）等	全事業所（浴場・焼肉店・事務所等）		●
		産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		●
汚泥	—	工場排水処理や各種製造工程で生ずる泥状物、道路溝等の泥状物（グリストラップ汚泥など）	全事業所（工場・飲食店・旅館・国・道・市等）		●
廃油	—	エンジン油などの鉱物性油、てんぷら油などの動植物性油、溶剤等	全事業所（ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等）		●
廃酸	—	酸性の廃液を含むもので、写真現像液、アルコール発酵廃液等	全事業所（写真現像所・食品製造業等）		●
廃アルカリ	—	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		●
ゴムくず	—	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等	全事業所		●
金属くず	—	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶など	全事業所		●
		従業員が購入し、消費した後、会社事務所等で排出したもの（飲み物の空き缶など）	会社事務所等	●	
ガラスくず コンクリートくず	—	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		●
		従業員が購入し、消費した後、会社事務所等で排出したもの（ジュースのびんなど）	会社事務所等	●	
鉱さい	—	高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石灰、粉炭かす等	全事業所		●
廃プラスチック類	—	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かすビニール袋、農業用ビニール、発砲包装材（発砲スチロール等）、発砲トレイ等	全事業所		●
		飲食店等で客に提供したプラスチック容器、業務用のペットボトル等	飲食店、スーパー、百貨店、パチンコ店等		●
		従業員が購入し、消費した後、会社事務所等で排出したもの（弁当容器など）	会社事務所等	●	
がれき類	—	工作物の除去に伴い生じるもので、コンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		●
紙くず	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業 ・パルプ製造工場 ・製紙工場 ・紙製品を製造している全ての工場 ・巻取紙を使用する新聞印刷工場 ・印刷出版を行っている事業所 ・製本業 ・印刷物の加工等を行っている事業所 	包装材、ダンボール、壁紙等	建設業（新築・改築・解体等）		●
		パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ・紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業等		●
		事務用品、ダンボール、雑誌、新聞紙、包装紙	会社事務所・スーパー・飲食店等	●	
		従業員が購入し、消費した後、会社事務所等で排出したもの（菓子箱・ティッシュ箱など）	会社事務所等	●	
木くず	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業 ・木材木製品製造業 ・家具製造業 ・輸入木材の卸売業 ・物品賃貸業 （木製パレットに限り業種指定なし） 	型枠、足場材、木造解体材等	建設業（新築・改築・解体等）		●
		残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業等		●
		木製機、テーブル、椅子、板ざり、看板等	会社事務所・飲食店等	●	
			物品賃貸業（リース業・レンタル業）		●
		木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		●
		測量杭（木製）、測量ポール（木製）	測量業	●	
		街路樹剪定木、庭木剪定木、刈草	造園業、園芸サービス業	●	
		河川・道路管理等に伴う流木、木ざれ	国・道・市等管理者	●	
木製パレット（パレットに固定された木製の構築物を含む）	全事業所		●		
繊維くず （天然繊維50%以上のもの） ※50%未満のものは廃プラ	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業 ・繊維製品製造業 	廃ウエス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業（新築・改築・解体等）		●
		木綿くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業等		●
		繊維くず	繊維製品製造業		●
		布製の衣類（作業服・作業帽・事務服など）、雑巾、布団、座布団等	百貨店、スーパー、寝具店等	●	
動植物性残渣	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品の製造工場 ・医薬品の製造工場 ・香料製造業 	魚・獣の骨、内蔵のあら、野菜くず、酒かす	食料品製造業、パン・菓子・麺類製造業等		●
		従業員が購入し、消費した後、会社事務所等で排出したもの（弁当の食べ残しなど）	会社事務所等	●	
動物のふん尿	・畜産農業	牛・馬・豚・鶏・うさぎ等及び毛皮獣等のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、ブリーダー等		●
動物の死体	・畜産農業	牛・馬・豚・鶏・うさぎ等及び毛皮獣等の死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、ブリーダー等		●
ばいじん	—	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		●
動物系固形不要物	・と畜場、食鳥処理場	家畜の解体等により生じる骨等、固形状の残渣	と畜場、食鳥処理場		●
PCBが塗布され 又はしみ込んだもの	—	全て	全事業所		●
産廃を処分するために 処理したもの	—	汚泥のコンクリート固化物等、廃棄物を処分するために処理したもので、上記の廃棄物に該当しないもの	廃棄物処理施設等		●